

令和7年度

事業概要



こども政策課

1-1 職員・組織配置

組 織

こども部長
こども政策課長
補 佐

根 本 由 美
宮本 隆
岡 部 隆

子育て政策グループ

主 査	大 田 壮 之
主 事	石 田 佑 人
主 事	額 賀 萌 梨

統括支援員（社会福祉士）

補 佐	高 瀬 修 一
-----	---------

子育て応援グループ

主 査（保健師）	長 堀 奈穂子
主 査（保健師）	竹 内 久 枝
係 長（保健師）	谷 島 綾 乃
保 健 師	齋 藤 未 歩
保 健 師	山 田 花 純
保 健 師	小 林 彩 花
管理栄養士	佐 藤 千 晶

家庭サポートグループ

主 査	金 井 仁 志
主 幹（公認心理師）	小野瀬 健 太
主 幹（社会福祉士）	川 津 香 菜
精神保健福祉士	今 井 菜 月

常 勤					
事 務 職	保 健 師	管理栄養士	公認心理師	社会福祉士	精神保健福祉士
7	6	1	1	2	1

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
母子保健	母子健康手帳の交付	・妊娠、出産が順調に経過するよう援助する。 ・妊娠、出産、育児に関する不安の軽減及び精神の安定を図る。	・母子健康手帳の交付と健康診査、子育て支援のための情報提供を行う ・母子健康管理カードの作成 ・虐待リスクの早期発見、要支援の必要性の判断のため、アンケートを実施。揺さぶられっこ症候群予防についての説明 ・妊産婦の健康保持、増進に関する相談及び指導	年間	全妊産婦
	妊産婦委託健康診査及びB型肝炎母子感染防止事業	・健康診査により異常の予防、早期発見・治療ができ、妊婦および胎児の健康維持、促進を図る。また産後の精神面の観察と問診の強化により、産後の精神面の支援強化を図る。	・母子健康手帳交付時に、受診の必要性について説明する ・医療機関との連携を図り、一貫した管理体制をつくる ・健康診査の結果に基づき、必要な助言、指導及び支援を行う H21年より5回～14回に拡大 H23年より第1回目にHTLV-1、第8回目にクラミジア核酸同定検査 H30年よりB群溶血性連鎖球菌を11回目に変更 H30年より産婦健診2回を追加 R4.4.1より母子健康手帳交付分に多胎妊婦の検診補助を5回追加 R7.4.1より公費負担額の増額	第1回：8週前後 第2回：12週前後 第3回：16週前後 第4回：20週前後 第5回：24週前後 第6回：26週前後 第7回：28週前後 第8回：30週前後 第9回：32週前後 第10回：34週前後 （※基本的な健康診査） 第11回：36週前後 （※基本的な健康診査・B群溶血性連鎖球菌） 第12回：37週前後 第13回：38週前後 第14回：39週前後 産後第1回：産後約2週 産後第2回：産後1	全妊産婦
	新生児聴覚検査事業	先天性聴覚障害を早期に発見し、早い段階で適切な療育につなげることで、音声言語発達等への影響を最小限に抑える	・母子健康手帳交付時に、受診の必要性について説明する ・医療機関との連携を図り、一貫した管理体制をつくる ・健康診査の結果に基づき、必要な指導、助言を行う	年間	全新生児
	父子健康手帳の配布	・父親に対する妊娠・出産・育児についての知識や情報の提供をすることにより、育児参加を促す。	・母子健康手帳交付時に、初めて父親になる方を対象に配布 ・必要時相談・指導を行う	年間	初めて父親になる方
	両親学級 (マタニティクラス)	・妊娠、出産、育児に関する適切な情報や助言の提供をし、安心して妊娠、出産、育児ができるよう援助する。夫婦で学ぶ(参加する)ことにより連帯感をもたせ、親としての意識の高揚を図る。	・パパの妊婦体験 ・赤ちゃんのお世話とお風呂の入れ方(実習) ・「パープルライニング」DVD視聴	年5回	妊婦とその夫
	乳児委託健康診査	・乳児期の疾病異常の早期発見、早期対応(治療)に努める。	・赤ちゃん訪問時・健康診査時等に受診の必要性について説明する ・医療機関との連携を図り、一貫した管理体制をつくる ・健康診査の結果に基づき、必要な指導、助言を行う	年間	対象の乳児 生後1か月頃 第1回 生後3～6か月 第2回 生後9～11か月
	3～4か月児相談	・疾病の早期発見をし、乳児の健全な育成を図る。 ・保護者の育児支援や育児不安の軽減をはかる。	・問診、身体計測、保健指導、栄養指導 ・図書館によるブックスタート事業の実施 ・虐待のリスクの早期発見のためにアンケートを実施	年12回	3～4か月児と保護者
	1歳児相談	・児の発育・発達を確認をし、育児・栄養・歯科指導を行い、乳児の健全育成を図る。	・身体計測、育児相談 ・離乳食完了と正しい食習慣の確立に向けての食事指導を実施 ・歯みがきの習慣づけを目標とした歯科指導を実施	年12回	1歳児と保護者
	1歳6か月児健康診査	・運動機能、視聴覚等の障害、精神発達遅滞等の早期発見をし、適切な指導を行うと共に、生活習慣の確立、う歯の予防、栄養等の指導を行い、幼児の健康の保持、増進に努める。 ・う蝕に対する歯質の抵抗性を高めるためにフッ化物歯面塗布を行い、う蝕予防効果の向上を図る。	・問診、身体計測、内科診察、歯科診察、保健指導、栄養指導、歯科指導(染め出し、ブラッシング指導、フッ化物塗布)、心理相談員による相談	年12回	1歳7か月
	2歳児歯科健康診査	・う歯の発生急増時期のため、歯科、栄養の両面から指導を行い、幼児の歯科衛生及び発育発達の向上を図る。 ・う蝕に対する歯質の抵抗性を高めるためにフッ化物歯面塗布を行い、う蝕予防効果の向上を図る。	・問診・保健指導、歯科診察、歯科指導(染め出し、ブラッシング指導、フッ化物塗布)、栄養指導、心理相談員による相談 ・1歳6か月児健診のフォロー	年12回	2歳2か月～ 2歳3か月児
3歳児健康診査	・身体の成長、運動、精神発達面、歯科、視聴覚機能等の総合的な健康診査を行い、異常の早期発見を行う。 ・う蝕に対する歯質の抵抗性を高めるためにフッ化物歯面塗布を行い、う蝕予防効果の向上を図る。	・問診、尿検査、身体測定、内科診察、歯科診察、視力、聴力検査、保健指導、栄養指導、歯科指導(染め出し、ブラッシング指導、フッ化物塗布)、心理士による相談	年13回	3歳1か月～ 3歳2か月児	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
母子保健	家庭訪問 (乳児全戸訪問事業)	・母子の各時期に対して、それぞれ順調な経過がたどれるよう援助する。 ・様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うと共に、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、必要時関係機関と連絡調整を図る。	・赤ちゃんのいる全ての家庭に対し、発育、疾病予防、子育て支援に関する情報提供及び育児に関する不安や悩みを聴取し、相談を行う ・赤ちゃん訪問時、EPDSの実施 ・要経過観察者への適切な指導及び異常の早期発見、治療についての助言、健診未受診者の訪問指導	年間	妊産婦、乳児、幼児
	育児相談	・母子の各時期に対応して、それぞれ順調な経過がたどれるよう援助する。	毎週火曜日 ・育児相談(予約制) ・栄養相談(予約制) ・歯科相談(予約制)月1回	年間	妊産婦、乳児、幼児
	子育て・福祉オンライン相談システム	行政サービスの利便性の向上。 行政運営の効率化。	オンラインでの予約相談システム。R4までは5課(保健センター、社福、子福、高齢、育成支援)のzoomとWi-Fi使用料をまとめて予算計上していたが、R5からは各課で管理とした。	年間	市民
	離乳食スタート教室	・適切に離乳食を進めることができるよう支援する。	・離乳食の進め方(講話・演習)	年間12回	生後4か月～6か月の赤ちゃんとその保護者(原則第1子)
事業	親子サロン	・親子のふれあいを通して子育て交流を促し育児の悩み・不安の解消を図る。	①ふれあい遊び、離乳食中期(講話と試食) ②手形足形アート、音楽遊び、離乳食中期(講話と試食)	年間各6回	①7-8か月児 ②9-10か月児
	5歳児健診	・こどもの特性を早期に発見し特性に合わせた支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関することの指導を行い、もって幼児の健康の保持・増進を図る	・問診、計測、集団遊び、診察、保健師・心理士・栄養士等の個別相談支援およびサポートプランの作成、食育講座、学務課の集団講話、生涯学習課の家庭教育学級、早稲田大学の研究案内	年間22回	年中児
	心理相談	・発達遅れや行動面の問題などを発見し、早期に必要な支援に繋げることに、保護者の不安を軽減し、幼児の心身の発達を促す。	・個別発達相談と支援	定期および随時	幼児及びその保護者
業	思春期対策	・核家族化、少子化の現代、乳幼児とふれあう機会が少ない中学生を対象に、体験を通じて命、育児の大切さを学ぶ。	・乳幼児ふれあい体験 事前研修を行い、保健センターにおける、母子保健事業に参加 ・小中学校、高校等の希望に応じ出前の思春期教育を実施	・夏休み及び随時	市内の中学生等
プレコンセプションケア	プレコンセプションケア推進事業	・将来の妊娠を考えて、今の健康状態を確認するとともに、妊娠に関する正しい知識を学ぶ	・県内産婦人科で実施するプレコンセプションケアに要した費用の8割助成。ただし、上限金額 女性16,000円(子宮がん検診費用を除)、男性12,000円 ・助成は1回のみ ※助成は、先着順で予算額に達し次第終了	通年	妊娠を希望または予定している男女
		・妊娠前に自身の体をよく理解するとともに、よりよい生活習慣を身につけることで、体とこころの健康づくりにつなげることを目的とする。	①市立病院での血液検査と食事調査 ②医師の指導後に保健師と管理栄養士による指導 ※市立病院との連携事業	通年	妊娠を考えている男女
妊婦のための支援給付金事業(経済的支援)	・すべての妊産婦さん、子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境をより充実させるために、経済的支援を実施する。	・妊娠届出時：妊婦認定後、現金5万円の給付 ・出産予定日8週以降の面談時：胎児の数の届出後、現金5万円の給付	年間 年間	全妊産婦・子育て家庭	
妊婦等包括相談支援事業	・妊娠届出時の面談	・すべての妊産婦さん、子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境をより充実させるために、妊婦のための支援給付金と組み合わせた相談支援を実施する。 妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握のほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業である。	・妊娠届時に面談を実施し、リスクアセスメントを実施し必要な相談支援およびサポートプランの作成	年間	全妊産婦・子育て家庭
	・出産予定日8週以降の面談	・産前8週間前以降の時期に面談を実施し、リスクアセスメントを実施し必要な相談支援およびサポートプランの作成	年間		

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
子育て 包括 支援 事業	産後電話支援	・出産後間もない産婦に対し、育児に関する情報や助言を行うことで、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援する。	・相談支援	年間	全産婦
	ハイリスク妊産婦支援	・ハイリスク妊産婦に対し支援計画等を作成し、支援を行うと同時に、必要な関係機関につなげることで、妊産婦の不安の軽減を図るとともに児の健やかな育ちを支える。	・関係機関等との連絡調整や相談支援(電話、面接、訪問等)、必要性の高い方への支援計画等の作成	年間	ハイリスク妊産婦
	産前産後サポート事業(父親支援等事業) ・かさママサロン	・出産や子育てに悩む父親支援のためのピアサポート支援等事業として、父親の育児参加や交流・相談等を支援する。	①料理編・相談・フリートーク等 ②写真編・相談・フリートーク等	①2回/年 ②2回/年	・妊婦とその夫 ・乳幼児とその父親 (母親同伴可能)
	産前産後サポート事業(参加型) ・かさママサロン	・妊産婦が定期的に集い、妊娠・出産や育児に関する不安等の相談や仲間づくり・リラックスできる場の提供を支援する。	①妊産婦向けストレッチ・相談・フリートーク等 ②ハンドマッサージ・相談・フリートーク等 (複数回参加可能)	各6回/年	妊婦、生後1～5か月までの親子
	産前産後サポート事業 ・巡回相談	・公共施設に向く形で同じ悩み等をする妊産婦等の相談に応じることで、不安や孤立感の解消を図る。	市内3か所の子育て支援センターに向き育児相談を実施	月1回×3か所	子育て支援センターを利用する親子
	産前産後サポート事業(パートナー型)	・相談支援により、家庭や地域での妊産婦等の孤立感解消を図ることを目的とする。	①助産師等による助産師相談(訪問、面接) ②傾聴ボランティアによる相談支援(困難事例を除く)	①毎週月曜日 ・水曜日(午前) ②年間	妊産婦
	産前産後サポート事業(アウトリーチ型)	・産後直後の特に心配事が増える時期に新生児訪問等を実施し、きめ細やかなサポートの充実を図る	・助産師等による新生児訪問相談支援	年間	第1子および希望する産婦
	多胎児ピアサポート事業	・多胎児の育児経験者家族との交流会や多胎児経験者による相談支援	①産前・産後サポート事業(参加型)かさママサロン多胎児クラス 「かさママサロン」にて、多胎児と妊娠中の多胎妊婦を対象に子育て交流の場を年1回実施 ②多胎妊産婦への個別支援 多胎妊婦への相談支援や技術指導を行い、より丁寧な相談支援を実施。	年間	多胎児の妊婦とその家族 3歳までの多胎児とその家族
	産後ケア事業	・退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。	①宿泊型：医療機関等において心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに産婦に休養の機会を提供する ②デイサービス型：日中のサービスにより心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する ③アウトリーチ型：訪問による心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援【県立中央病院R6年度より実施】	年間	出産後1年未満の方で、産後ケアを希望する産婦
家庭 支援 事業	子育て短期支援事業	こどもの養育が一時的に困難になったときに、子どもを預かり支援します。	病気や育児疲れ、冠婚葬祭等でこどもの養育が一時的に困難になったときに、こどもを乳児院や児童養護施設等で預かります(7日以内)。 主な施設 0歳～2歳未満：日赤乳児院、FH永井さん家、同仁会乳児院 2歳～18歳：内原和敬家、子どもホーム、樹学園、石崎学園、みどり園、FH永井さん家	通年	0歳～18歳の児童
	養育支援訪問事業	養育に関する悩みを持っている保護者や虐待が懸念される家庭に対し、保健師、助産師等の専門職による指導を実施することで、養育状況を改善する。	養育に関する悩みを持っている保護者や虐待が懸念される家庭に対し、保健師、助産師等の専門職を派遣し、相談に応じ指導を実施する。 茨城県助産師会に業務委託(単価契約)	通年	要対協台帳で管理する家庭
	子育て世帯訪問支援事業	養育に関する悩みを持っている保護者や児童虐待が懸念される家庭、ヤングケアラー等に対し、訪問型の家事・育児支援を通し、計画的に支援することを通して、養育状況、生活環境を改善する。	要対協で管理する児童、特定妊婦およびヤングケアラーのいる家庭等に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援する。 訪問介護事業所等に業務委託(単価契約)	通年	要対協台帳で管理する家庭及びヤングケアラーのいる家庭等
	親子関係形成支援事業	ペアレントトレーニングを実施し、親子間の適正な関係性を構築させる。	こどもへの適切なかわり方を学びたい方に各種のペアレントトレーニングを実施する。 10月 トリプル講演会 10～12月 ノーバディズパーフェクト 5回 (15名程度) 講師：茨城キリスト 中島教授 1～3月 トリプルPプログラム 8回 (10名) 講師：市保健師(ファシリテーター有資格者)、 公認心理士 菅野先生	左記	・ノーバディズパーフェクト：0～2歳児の子育て中の親 ・トリプルP：1歳から小学校低学年の子どもをもつ保護者
子どもの居場所拠点運営事業(児童育成支援拠点事業)	生活上の課題や家庭や学校に居づらい、児童虐待が懸念される家庭の小中学生に居場所づくりを支援することを通して、安心して過ごすことができる場所と時間を持つようにする。	生活上の課題や家庭や学校に居づらい、児童虐待が懸念される家庭の小中学生に対し、安心して過ごせる居場所づくりを支援する。食の支援、学習支援、活動体験等を通して、生活習慣の習得も支援する。 R8～R10年度の3年間、特定非営利法人「グランドワークかさま」b&gともだちハウス」に業務委託(プロポーザル)	通年	小中学生	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
児童福祉施設措置	母子生活支援施設入所措置	DV、困窮等の課題を抱え、生活の場が確保できない女性とその子どものいる家庭に対し、入所措置を実施することで、施設での指導や見守り受けることで生活の自立を目指す。	課題を抱えた女性への相談に応じ、入所が適当と判断される母子を母子生活支援施設に措置する。措置にあたっては、施設の利用目的の説明（見学等実施）、母子の入所の意思確認を行う。県内の母子生活支援施設：ラクハイツ（水戸市）、かがやき荘（東海村）、プレスオブライフ（那珂市）	通年	母子家庭
女性支援	困難な課題を抱える女性相談支援（DV、困窮等）	困難な課題を抱える女性の窓口として、相談を受け付け、課題の解決に向けた支援を行う。	女性相談支援員を配置。 【国庫補助1/2：困難な課題を抱える女性支援推進等事業費】 困難な課題を抱える女性支援推進等事業 女性相談支援員活動強化事業（女性相談支援員手当に充当） 困難な課題を抱える女性の窓口として、相談を受け付け、課題の解決に向けた支援を行う。支援に際しては、母子父子自立支援員、県女性相談支援センターや母子生活支援施設等、支援機関と連携しながら対応する。令和7年度より民間シェルターと連携した支援を実施している。	通年	女性 ※女性に限定せず、状況に応じ男性も対応
	民間シェルター事業	配偶者による暴力等（DV）から身を守るために避難が必要な女性等が、緊急一時避難をすることを支援する。	市から業務委託を受けた民間事業所が、DV等から身を守るために緊急避難する者に対し、住居の提供、生活支援、見守り等を行う。（最長2か月） ※避難先の事業所は秘匿	通年	女性 ※女性に限定せず、状況に応じ男性も対応
家庭児童相談	家庭児童相談室	育児中の保護者やそのこどもの悩みを傾聴し、必要な支援機関等を案内します。	家庭児童相談員2名が9：00～17：00の時間帯で、電話、来室、家庭訪問で子育ての悩み等の相談を受け付ける。直通電話：0296-70-5411 家庭児童相談員：宮本、星屋、鈴木（13日/月 4時間/日勤務） ：大槻（13日/月 7時間/日勤務）	通年	市民
要保護児童対策	要対協代表者会議	子どもを守る地域ネットワークを構築し、顔の見える関係づくりを進めます。	要保護児童対策地域協議会関係機関の代表者が集まり、児童虐待を含む要保護・要支援児童、特定妊婦の支援に係る情報を共有し、連携強化を図る。令和6年度より要保護児童対策地域協議会に子育て世代包括支援連絡協議会を組み込み、25機関の代表者に出席いただく。（代表委員 報償費あり）	年1回	25機関
	要対協ケース進行管理会議（実務者会議）	要対協台帳に登録している要保護・要支援児童、特定妊婦の支援の進捗状況を実務者間で共有確認し、その後の支援につなげます。	要保護・要支援児童、特定妊婦の支援の進捗状況を実務者間で共有確認し、併せてスーパービジョンを実施します。養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業の利用についても審議、決定します（状況によって事後承認をいただく場合あり）。	年6回	要対協関係機関の実務者
	要対協ケース検討会議	要対協台帳に登録している要保護・要支援児童、特定妊婦の支援の進捗状況を実務者間で共有確認し、その後の支援につなげる。	要保護・要支援児童、特定妊婦の支援の進捗状況を実務者間で共有確認し、併せてスーパービジョンを実施する。養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業の利用についても審議、決定する（状況によって事後承認をいただく場合あり）。	年6回	要対協関係機関の実務者
地域協議会	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	支援困難な要対協台帳に登録している児童等についてスーパーバイザーに助言をもらい、支援者の対応力強化を図る。	要対協実務者会議で、スーパーバイザーに助言をもらい、支援力を高める。年6回の実施。 スーパーバイザー：水戸女子短期大学 安藤みゆき教授	年6回	要対協実務者
主任児童委員連絡会	主任児童委員連絡会	家庭児童相談員と主任児童委員が情報共有し、児童、家庭の見守り等を行う。	家庭児童相談員と主任児童委員が見守りしている児童、家庭の情報共有等を行う。 友部地区：4, 7, 10, 1月（第3火曜日） 笠間地区：5, 8, 11, 2月（第2金曜日） 岩間地区：6, 9, 12, 3月（第1木曜日）	笠間・友部・岩間各地区4回/年	主任児童委員 家庭児童相談員
状況把握	学校訪問	学校との連携強化。要保護、要支援児童、ヤングケアラー等の早期発見、対応。	家庭サポートG職員、支所保健福祉課職員、家庭児童相談員、主任児童委員が市内小中学校（16校）、高校（3校）に訪問し、学校と福祉の連携を図る。	6月頃：小中学校 11月頃：高校	市内小中学校
	居住実態把握（国調査）	住民票と居住実態が異なる児童の安否確認。	住民票と居住実態が異なる児童の安否や居住地を調査する。（住民票が市内にあっても、市内で居住していない世帯の調査） ・乳幼児：母子保健と連携 ・学齢児童：学務課と連携	7月～12月	0歳～15歳
状況把握	5歳未就園児	未就園の理由や困りごと等の聞き取りを行うなどし、必要に応じ、子育てや生活、就学に向けたサポートにつなげる。	5歳児子育てに関するアンケート実施と合わせ、未就園児に対してアンケート送付。相談希望者との面談等実施。		5歳未就園児家庭
	義務教育終了者（15～18歳）	義務教育修了者で支援が必要な人に対し、情報提供や支援を実施するための状況を把握する。	中学校、義務教育学校を卒業した生徒について、不登校や家庭状況の課題等がある生徒について中学校、スクールソーシャルワーカー（SSW）から情報収集する。収集した情報を基に、家庭訪問等実施。	4月 情報収集 10～1月 家庭訪問等実施	15～18歳
	ヤングケアラー	ヤングケアラーが懸念される児童を発見し、支援につなげる。	小中高校への学校訪問等を通して、ヤングケアラーが懸念される児童の情報提供を呼びかける。情報提供を受けた児童については、学校やSSWと連携しながら、困りごとの聞き取り等を行い、必要な支援につなげる。8月ヤングケアラーを支援するための地域連携の研修会を開催する。	通年	小中高校生及び若者世代

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
広報啓発	児童虐待・DV防止啓発	虐待の防止、発見時の早期対応の方法について啓発し、理解を深めてもらう。	出前講座：「防ごう児童虐待」 啓発イベント：11月開催予定 二葉書道会ふで舞に依頼「書道パフォーマンス」 会場：イオン笠間店（セントラルコート）	講座：随時 11月：啓発イベント	市民
	子育て・福祉オンライン相談システム	行政サービスの利便性の向上。 行政運営の効率化。	オンラインでの予約相談システム。R4までは5課（保健センター、社福、子福、高齢、育成支援）のzoomとWi-Fi使用料をまとめて予算計上していたが、R5からは各課で管理とした。 家庭児童相談室の予約相談受付等に活用。	年間	市民
助成事業	生殖補助医療費等助成事業	生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）や男性不妊治療、一般不妊治療などの不妊治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、補助金を交付する。	・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）、一般不妊治療（検査及び生殖以外の治療）及び男性不妊治療に要する費用に対し一部を助成する。 【助成額】 ①生殖補助医療…1回の治療につき上限20万円 ②男性不妊治療…1回の治療につき上限5万円 ③一般不妊治療…1年度につき上限5万円 【助成回数】 ①・②初回治療日の年齢が39歳まで：6回 40～42歳：3回 ③1年度につき上限5万円に達するまで	通年	・法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にある夫婦 ・治療の開始日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること ・治療開始日の妻の年齢が42歳以下であること ・市税を完納していること
	不育症検査・治療費助成事業	不育症検査や不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、補助金を交付する。	・不育症検査及び治療費に対し一部を助成する。 1年度あたり上限5万円	通年	・法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にある夫婦 ・治療の開始日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること ・2回以上の流産又は死産の既往があり、医師に不育症と診断されていること ・市税を完納していること
	若年がん患者等妊孕性温存療法等助成事業	妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けた若年がん患者等の経済的負担を軽減するため、補助金を交付する。	○妊孕性温存療法に係る補助金 【助成額】 ・妊孕性温存…上限額10万円 ・温存後生殖補助医療…上限額15万円 【助成回数】 ・妊孕性温存…2回まで ・温存後生殖補助医療…39歳以下：6回 40～42歳：3回	通年	・県補助金の交付決定を受けていること ・法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にある夫婦 ・治療の開始日から申請日まで引き続き市内に住所を有していること ・治療開始日の妻の年齢が42歳以下であること ・市税を完納していること
	未熟児養育医療事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児に係る医療費の一部を公費負担にすることにより、経済的負担の軽減を図る。	・指定医療機関での入院治療にかかる費用の一部を公費負担する ・毎月、保護者の所得税額等に応じて自己負担金が発生する ・対象期間：出生日～退院日又は満1歳の誕生日の前々日まで	通年	出生直後次のいずれかの状態にあり、医師が入院治療が必要と認めた乳児 ・出生時の体重が2,000グラム以下 ・生活力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と判断した場合
情報発信	子育て関連情報の情報発信 ・笠間市子育てホームページ「かさまぼけっと」による情報発信 ・子育てアプリによる情報発信	子育て世代・子ども当事者に必要な情報を届ける	笠間市子育てホームページ「かさまぼけっと」へ情報を公開する。 子育てアプリを利用し、子どもの生年月日に合わせた情報を直接市民へ届ける。 ※令和8年度中に子育てアプリにオンライン予約機能を追加予定	通年	市民
子ども計画策定	子ども計画等策定事業	子ども施策を総合的に推進し、子どもと家庭の福祉や健康の向上を目指す。また、笠間市のすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいく。	計画の検証、施策の進捗状況管理を行う。 子ども・子育て会議において、施策の実施状況について審議する。	子ども計画：R8～R11 子ども・子育て支援事業計画：R7～R11	市民
子ども・子育て会議	子ども・子育て会議の開催	笠間市の子ども・子育て支援に関する施策について必要な調査及び審議を行う。	子ども・子育て支援事業計画等の進捗管理や子ども・子育て支援に関する施策について審議を行う。 子ども・子育て会議委員 20名 (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者 (3) 教育関係者 (4) 保育関係者 (5) 子どもの保護者 (6) 公募市民 (7) その他	通年	子ども・子育て会議委員
子ども食堂	子ども食堂の情報集約・情報発信・関係機関との連携	笠間市内の子ども食堂の円滑な運営のサポートを行う。	子ども食堂の情報収集・情報提供や関係機関（子ども食堂サポートセンターいばらき・社会福祉協議会など）と連携する。 子ども食堂の広報 子ども食堂運営団体との意見交換会の開催	通年	子ども食堂運営団体ほか